主 文 本件上告を棄却する。 理 由

辯護人橋本清太郎の上告論旨は、末尾添付の上告趣意書に記載のとおりであつて、これに對して當裁判所は次のように判斷をする。

第一點について

しからば、この犯罪事實は右法律第二條に違反し同法第十四條に該當すること疑いないから、原判決には、所論のように事實を誤認し法の解釋を誤つた違法があるとはいれまず、所論は全く理由がない。

第二點について

原判決擧示の證據によれば、原判示事實を認めるに足り、その間原判決が採證上の法則を誤つた點を發見し得ない。所論は要するに原審の事實認定を非難するものであつて、適法な上告理由とするに由ない。

右の次第であるから刑事訴訟法第四百四十六條によつて主文のとおり判決をする。

(裁判長判事 荻野益三郎 判事 大野美稻 判事 熊野啓五郎)